

葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例及び葉山町後期
高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例(平成10年葉山町条例第29号)
及び葉山町後期高齢者医療に関する条例(平成20年葉山町条例第5号)
の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和2年11月26日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例及び葉山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例(平成10年葉山町条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(葉山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 葉山町後期高齢者医療に関する条例(平成20年葉山町条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例附則第4項及び葉山町後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例及び葉山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

地方税法に規定する「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称変更され、計算の前提となる割合として「平均貸付割合」が規定されたことから、この字句を引用している条文について、同様の改正を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

【第1条】葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例 平成10年12月21日条例第29号</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセント(葉山町道路占用料徴収条例の規定による占用料にあっては、年14.5パーセント)の割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例 平成10年12月21日条例第29号</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセント(葉山町道路占用料徴収条例の規定による占用料にあっては、年14.5パーセント)の割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>5 (略)</p>

【第2条】葉山町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月19日条例第5号</p>	<p>葉山町後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月19日条例第5号</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 (略) (延滞金の割合の特例)</p>	<p>1 (略) (延滞金の割合の特例)</p>
<p>2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>